

一関市告示第227号

一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月1日

一関市長 佐藤 善 仁

一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、人の日常生活圏へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の誘引を減らし、クマによる人身被害を防止するため、クマのエサとなる実のなる樹木の伐採に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(交付対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、自ら適切な管理を行うことが困難な樹木を有する個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該樹木が存する土地の所有者若しくは現に当該樹木を管理する者又はこれらの者から委任を受けた者
- (2) 当該樹木の伐採について、国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていない者
- (3) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者

(補助対象樹木等)

第3 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、市内に存する人家、農地等からおおむね200メートル以内の日常生活圏に存する樹木であって、胸高直径がおおむね15センチメートル以上の次に掲げる樹木とする。ただし、農業その他の営利活動のために現に栽培又は管理されている樹木及びその更新又は整理を目的とするものを除く。

- (1) クリ
- (2) 柿
- (3) その他クマの誘引要因となる実のなる樹木で市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象樹木を伐採する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 樹木の伐採を行う事業者（以下「伐採業者」という。）に委託して行うものであること。

(2) 補助対象樹木を原則として根元から伐採すること。

(3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者から同意を得ていること。

（補助対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 補助対象樹木の伐採、運搬及び処分に要する経費

(2) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第5 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、補助対象樹木の伐採本数にかかわらず、10万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度内1回限りとする。

（事前申込）

第6 申請者は、伐採業者と補助対象樹木の伐採に係る委託契約を締結する前に、一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金事前申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、事業実施の可否について、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7 第6第2項により市長から事業実施が可能である旨の通知を受けた申請者は、補助対象樹木の伐採が完了したときは、一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第8 市長は、申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第9 市長は、規則第15条第1項に規定する場合のほか、補助金の交付を受けた者がこの

告示の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合には、当該補助金の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第10 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。